

平成21年5月22日

国際裁判管轄法制に関する中間とりまとめのためのたたき台(3)**第4 個別分野の訴え(続き)****3 消費者契約関係の訴え**

消費者契約関係の訴えについては、以下のとおりとすることでどうか。

- ① 消費者(個人(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。)をいう。)と事業者(法人その他の社団又は財団及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。)との間で締結される契約(労働契約を除く。以下「消費者契約」という。)に関する消費者から事業者に対する訴えは、

【甲案】訴えの提起又は当該消費者契約の締結の時の消費者の住所

【乙案】当該消費者契約の締結の時の消費者の住所

が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

- ② 【甲案】消費者契約に関する事業者から消費者に対する訴えは、第1の1の規律(自然人の普通裁判籍)によって日本の裁判所に提起できない場合においては、次に掲げるときに限り、日本の裁判所に提起できるものとする。

【乙案】

(1) 消費者契約に関する事業者から消費者に対する訴えは、当該消費者契約の締結の時の消費者の住所が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

(2) (1)の訴えは、第1の1及び(1)の規律によって日本の裁判所に提起できない場合においては、次に掲げるときに限り、日本の裁判所に提起できるものとする。

【甲案・乙案】

ア 当該訴えが日本の裁判所の管轄に専属するとき。

イ 消費者が第一審裁判所において日本の裁判所の管轄に属しないとの

抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたとき。

ウ 消費者契約に関する紛争について日本の裁判所を管轄裁判所と定める合意が効力を有するとき。

- ③ 消費者と事業者との間の将来において生ずる民事上の紛争を対象とする管轄合意は無効とするものとする。ただし、消費者が当該管轄合意に基づき訴えを提起したとき、又は訴えが提起された場合において当該管轄合意に基づき日本の裁判所の管轄に属しないとの抗弁を提出したときは、この限りでないものとする。

(補足説明)

1 本文①について

第4回部会においては、消費者の住所地を定める基準時について、訴え提起時に加えて、消費者契約締結時も含めるべきであるとの意見が多数であったが、他方、例えば、A国に居住していた消費者が、A国の事業者とA国で消費者契約を締結した後、日本に住所を移し、日本の裁判所に訴えを提起したような事案においては、日本の裁判所に管轄を認めるのは相当ではないとの意見もあった。

甲案は、消費者の住所地を定める基準時を訴え提起時と消費者契約締結時とした上で、上記のような事案については、特段の事情の要素として考慮することとするものである。

他方、乙案は、証拠の所在や事業者の予測可能性も考慮し、消費者の住所地を定める基準時を契約締結時とするものであり、上記のような事案については、訴え提起時に日本に消費者の住所があったとしても、消費者契約締結時に日本に住所がなければ、本文①による管轄は認められないこととなる。

なお、本文①は、任意管轄の定めとしての提案であり、専属管轄を定める規律は優先的に適用されることを前提としている。

2 本文②について

甲案は、消費者に対する訴えについて、消費者の住所が日本国内にある場合など、第1の1の普通裁判籍が認められるときには、それにより訴えの提起をすべきことを前提としつつ、第1の1の普通裁判籍が日本に認められない場合に日本で訴えを提起することができる場合を定めるものである。この考え方によれば、日本に住所を有する消費者に対する訴えが外国の裁判所で提起された場合には、本文②アからウのような事情に該当しない限り、その確定判決は日本において承認されないこととなる。

これに対し、第4回部会において、消費者契約当時、日本に住所を有していた消費者が日本の事業者と日本で契約を締結し、その後、住所を外国に移したような事案においては、当該事業者が日本で訴えを提起することができるようにすべきであるとの意見もあった。

そこで、乙案は、第1の1の普通裁判籍以外に、当該消費者契約締結時の消費者の住所が日本国内にある場合にも日本の裁判所に訴えを提起することができることとして、消費者契約締結時の住所地にも管轄原因を認めた上で、第1の1の普通裁判籍及び当該消費者契約締結時の住所のいずれもが日本国内にない場合に、甲案と同様に日本に管轄が認められる場合を定めることとしたものである。

以上によれば、上記のような事案の場合、甲案では、事業者は、本文②アからウのいずれかに該当する場合に限り、日本の裁判所に訴えを提起することができることになり、乙案では、消費者契約締結時の住所地に基づき、日本の裁判所に訴えを提起することができることになる。

3 本文③について

部会資料11では、本文③のただし書として、消費者が当該管轄合意に基づいて訴えを提起した場合のみを掲げていたが、消費者が管轄合意の有効性を援用する場面というのは、管轄合意に基づいて日本の裁判所に訴えを提起する場面だけでなく、被告の場合に専属管轄の合意があることを主張して訴えの却下を求める場面があり得ることから、修正したものである。

他方、第4回部会においては、消費者と事業者との間の将来において生ずる民事上の紛争を対象とする管轄合意を原則として一律無効とするのは行き過ぎではないかとの意見もあった。

(注)

部会資料11では、本文④として、通則法第11条第6項第1号及び第2号に規定するいわゆる能動的消費者について、本文①から③の規律を適用しないことを提案していた。

しかし、第4回部会において、そもそも、いわゆる能動的消費者についての適用除外の規定が必要なかどうかについても意見が分かれたため、今回の部会資料の本文には、具体的な規律を挙げなかったものである。

そこで、いわゆる能動的消費者について特別の規律が必要なのか、規律が必要な場合、本文①から③の規律のすべてを適用除外とする必要があるのか（本文③の管轄合意に関する規律は、消費者契約全般に妥当すべきであると考えられることから、本文①及び②の規律とは性質が異なるとも考えられる。）、という点についてどのよ

うに考えるか。

仮に、いわゆる能動的消費者についての特別の規律が必要であり、具体的内容として本文①及び②を適用除外とするという規律とする場合、

「①及び②の規律は、次のいずれかに該当する場合には、適用しないものとする。

ア 消費者が、事業者の事業所で消費者契約に関係するものが所在する国に赴いて当該消費者契約を締結したとき。ただし、消費者が、当該事業者から、その国において消費者契約を締結することについての勧誘を当該消費者の住所がある国において受けていたときを除く。

イ 消費者が、事業者の事業所で消費者契約に関係するものが所在する国において当該消費者契約に基づく債務の全部の履行を受けたとき、又は受けることとされていたとき。ただし、消費者が、当該事業者から、その国において債務の全部の履行を受けることについての勧誘を当該消費者の住所がある国において受けていたときを除く。」

という規律が考えられる（第4回部会における議論に基づき、外国の消費者が日本に赴いて消費者契約を締結した場合等も規律の対象となることを明確にすべく、部会資料11の本文④を修正したもの。）。

4 労働関係の訴え

労働関係の訴えについては、以下のとおりとすることでどうか。

- ① 労働契約の存否その他の労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間に生じた民事に関する紛争（以下「個別労働関係民事紛争」という。）に係る労働者から事業主に対する訴えは、当該個別労働関係民事紛争に係る労働契約において労務を提供すべき地（その労務を提供すべき地を特定できない場合にあっては、当該労働者を雇い入れた事業所の所在地）が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。
- ② 個別労働関係民事紛争に係る事業主から労働者に対する訴えは、労働者の住所が日本国内にない場合においては、次に掲げるときに限り、日本の裁判所に提起することができるものとする。
 - ア 当該訴えが日本の裁判所の管轄に専属するとき。
 - イ 労働者が第一審裁判所において日本の裁判所の管轄に属しないと抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたとき。
 - ウ 個別労働関係民事紛争について日本の裁判所を管轄裁判所と定める合意が効力を有するとき。

- ③ 労働者と事業主との間の将来において生ずる個別労働関係民事紛争を対象とする管轄合意は、無効とするものとする。ただし、労働者が当該管轄合意に基づき訴えを提起したとき、又は訴えが提起された場合において当該管轄合意に基づき日本の裁判所の管轄に属しないとの抗弁を提出したときは、この限りでないものとする。

(補足説明)

1 本文①について

部会資料11から内容において変更はない。

なお、「労務を提供すべき地」との表現について、通則法と異なり、1か所に定める必要はないとの指摘がされ、その点についてはおおむね異論はなかった。その指摘を踏まえ、「労務を提供すべき地」との表現でよいのか、別の表現とすべきかについては、法制上の問題も踏まえ、なお検討することとした。

また、管轄の基準となる労働者の労務提供地については、労働者が現実に労務を提供した地を基準とし、労務提供地を定める基準時については、訴え提起時に加えて、請求の目的となる権利の発生した時点をも基準とすべきとの意見が多かった。

2 本文②について

本文②について、部会資料11では、個別労働関係民事紛争に関連する専属管轄の規定は存在しないとしていたが、事業者と労働者間において、例えば登記登録に関する紛争が生じることなども考えられることから、前記3②アと同様の規律を置いたほかは、内容において部会資料11から変更はない。

なお、労働契約終了後に労働者が他国に住居を移すこともあり得ることから、第4回部会においては、労働者の住所だけでなく、労務提供地も管轄原因に加えるべきとの意見があったが、この点は、消費者契約関係の訴えに関する議論を踏まえ、なお検討すべきこととし、本文には反映していない。

3 本文③について

本文③について、部会資料11と変更はない。

なお、本文③は、将来において生ずる「個別労働関係民事紛争」についての管轄合意に限っているところ、第4回部会において、仲裁法と同様の「個別労働関係紛争」についての管轄合意を対象とすべきではないかとの指摘があった。

(注)

労働審判法第2条は管轄を広く認めているが、同法第22条第1項により訴えの

提起があったとみなされる場合には国際裁判管轄の規律に服するべきであるとの考え方については、どう考えるか。

第5 併合管轄

1 請求の客観的併合

請求の客観的併合については、以下のとおりとすることでどうか。

- ① 一の訴え（数人からの又は数人に対する訴えを除く。）で数個の請求をする場合において、日本の裁判所が一の請求について管轄権を有する場合には、他の請求について管轄権を有しないときであっても、当該一の請求と当該他の各請求との間に密接な関連があるときは、日本の裁判所にその訴えを提起することができるものとする。
- ② 被告は、日本の裁判所が本訴の目的である請求について管轄権を有する場合には、反訴の目的である請求について管轄権を有しない場合であっても、当該本訴の目的である請求又は防御の方法と密接に関連する請求を目的とするときに限り、口頭弁論の終結に至るまで、当該本訴の係属する日本の裁判所に反訴を提起することができるものとする。
- ③ 上記①の他の請求又は上記②の反訴の目的である請求について、
【甲案】日本の法令によれば、日本の裁判所の管轄に専属するような管轄の原因が外国にあるとき（当事者が第3の1の①の規律により合意で管轄裁判所を定めるときを除く。）
【乙案】日本の法令によれば、日本の裁判所の管轄に専属するような管轄の原因が外国にあるとき
は、上記①又は②の規律は適用しないものとする。

（補足説明）

1 本文①について

部会資料1 2から変更はない。

2 本文②について

本文②は、第5回部会における議論を踏まえ、反訴の目的である請求に関して日本の裁判所の管轄に属する原因がない場合において、本訴の目的である請求と密接に関連する請求に加え、防御の方法と密接に関連する請求についても反訴を提起することを認めることを提案するものである。

3 本文③について

本文③は、第5回部会における議論を踏まえ、複数の案を提案するものである。

このうち甲案は、国内管轄の規律と同様に、併合される請求又は反訴の目的である請求について、専属的な管轄合意がある場合であっても、客観的併合又は反訴を認めるとの考え方であり、乙案は、専属的な管轄合意がある場合には、その合意を優先するとの考え方である。

2 請求の主観的併合

請求の主観的併合については、以下のとおりとすることでどうか。

数人からの又は数人に対する訴えで数個の請求をする場合において、日本の裁判所が一の請求について管轄権を有する場合には、日本の裁判所が他の請求について管轄権を有しないときであっても、訴訟の目的である権利又は義務が数人について共通であるとき、又は同一の事実上及び法律上の原因に基づくときは、その数人は、日本の裁判所に共同訴訟人として訴え、又は訴えられることができるものとする。ただし、当該他の請求について、

【甲案】日本の法令によれば、日本の裁判所の管轄に専属するような管轄の原因が外国にあるとき（当事者が第3の1の①の規律により合意で管轄裁判所を定めるときを除く。）

【乙案】当該他の請求について、日本の法令によれば、日本の裁判所の管轄に専属するような管轄の原因が外国にあるときは、この限りでないものとする。

(補足説明)

ただし書について本文1の③と平仄を合わせたほかは、部会資料12から変更はない。

3 訴訟参加、訴訟引受及び訴訟告知について

訴訟参加、訴訟引受及び訴訟告知については、特段の規律を置かないものとするかどうか。

(補足説明)

部会資料12から変更はない。

第6 保全命令事件に関する規律

保全命令事件に関する規律については、以下のとおりとすることでどうか。

【甲案】保全命令の申立ては、本案の管轄裁判所が日本の裁判所であるとき又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物の所在地が日本国内にあるときに限り、日本の裁判所にすることができるものとする。

【乙案】保全命令の申立ては、本案の管轄裁判所が日本の裁判所であるとき（仮に差し押さえるべき物又は係争物が不動産である場合を除く。）又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物の所在地が日本国内にあるときに限り、日本の裁判所にすることができるものとする。

(補足説明)

本文は、第6回部会における議論を踏まえ、複数の規律を提示するものである。

甲案は、部会資料13から変更はない。甲案においては、保全命令の執行可能性は、保全の必要性の判断の中で考慮することになると考えられる。

乙案は、外国の不動産については保全命令の執行可能性がないことから、仮差押目的物又は係争物が不動産である場合には、本案の管轄裁判所が日本の裁判所であっても保全命令事件の国際裁判管轄を認めない考え方である。

なお、本文は、起訴命令（民事保全法第37条第1項）については、特段の規定を置くことなく、解釈に委ねることを前提とするものである。